つくば市商工会展示会出展支援補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、事業の拡張に取り組むつくば市商工会会員事業者に対し予算の範囲内で補助することにより、当市における中小企業者等の持続的な発展を 図り、もって当市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要項において「展示会」とは、主催者が開催期間等を指定して、製品等の宣伝又は商談を促し、かつ、複数の出展者が参加する展示会等をいう。
- 2 この要綱において「オンライン展示会」とは、インターネットを活用した非対面型の展示会をいう。
- 3 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。
- 4 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う商工会員事業者をいう。

(補助金の交付の内容)

- 第3条 補助金の交付の趣旨、補助要件、補助金額及び補助事業期間は、別表 第1のとおりとする。
- 2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に 別表第2に掲げる提出書類を添付して同表に定める申請期間内につくば市商工 会長(以下会長)に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不適当であると認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。
- (1) 会長が補助金について、報告を求め、又はつくば市商工会職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
- (3) この要綱の規定に基づき、会長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) この要綱の規定を遵守すること。

(変更の申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書及び提出書類に記載された事項について変更が生じたときは、速やかに補助事業変更申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額又は補助事業期間の変更を伴わない変更については、この限りでない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業変更承認書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内または3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第6号)に事業完了報告書及び支出を証する書類、その他会長が必要と認める書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 前項の会長が必要と認める書類は、次の書類とする。
 - ア事業完了報告書
 - イ 出展状況を示す写真又は画像
 - ウ 支出が確認できる書類
 - エ 広報費にあってはチラシやパンフレット等の現物

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当 と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該 補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項の補助要件を欠くことになったとき。
- (2) 補助金の交付日までにおいて商工会員でなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- 2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

第11条 会長は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助事業者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報告又は調査)

第12条 会長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

附則

(適用開始日等)

- 1 この要項は、令和4年6月28日から適用する。
- 1 この要項の一部改正は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

展示会出展支援補助金

項目	内容
交付の趣旨	自ら開発し、又は生産した製品等の宣伝又は商談のために展示会に出展する中小企業者等に対し、その出展に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の販路拡大を促進し、産業の活性化を図る。
補助要件	次に掲げる要件のすべてに該当する中小企業者等であること。 (1) 製品等の特徴的な部分を自ら開発し、又は生産した製品等の宣伝又は商談を目的としており、国内で開催される展示会又はオンライン展示会に出展するものであること。 (2) 出展する展示会が、販売を主たる目的とする展示会ではなく、また出展の際に収益が発生しないこと。 (3) 交付申請日時点においてつくば市商工会の会員であり、かつ会費の滞納がないこと。
補助対象経費及び限度額	(1) 補助対象経費は、補助金の交付決定日以降に開催される展示会出展に要した経費であって、次に掲げるものとする。ただし、補助対象となる費用については交付決定日以降に支出したものとするが、ア、イについてはこの限りではない。また、一の年度における補助金の交付は一度限りとし、連続する年度での利用は2年までとする。 ア展示会に係る出展小間料イオンライン展示会に係る出展料(ただし本号で示す他の対象経費との併用は不可)ウ出展に係る設備レンタル料(出展者が提案しかつ出展要項等に記載された備品が対象)エ広報費(展示品を説明するために使用するポスターやパンフレット、ディスプレイ等の制作に係る経費) なお、補助対象経費については出展の際に自社において使用されるものであって、且つ他の補助金を活用していない出展に限る。

	(2) 補助金額は、前号に規定する経費の3分の2までとし、か
	つ、次のアからエに掲げる額を上限に合計で10万円(税抜き)を
	限度とする。
	ア 国内開催の展示会の場合 10万円
	イ 国内開催のオンライン展示会の場合 10万円
	ウ 設備レンタル料 5万円
	工 広報費 5万円
補助事業期間	交付決定のあった日から補助事業完了の日まで

別表第2(第4条関係)

申請期間	4月1日から翌年2月末日まで
提出書類	(1)事業実施計画書
	(2)出展状況を明らかにする書類
	(3)法人登記事項証明書の写し(個人にあっては住民票の写し)
	(4)最新決算書の写し

別表第1 ・・・交付の趣旨、補助要件、補助金額、補助事業期間 第3条

別表第2 ・・・提出書類(申請時) 第4条

様式第1号 · · · 交付申請書 第4条

様式第2号 · · · 交付決定通知書 第5条

様式第3号 · · · 不交付決定通知書 <u>第5条</u>

様式第4号 ・・・変更申請書 第6条

様式第5号 · · · 変更承認書 <u>第6条</u>

様式第6号 ••• 実績報告書 第7条

様式第7号 ***金額確定通知書 第8条

様式第8号 · · · 交付請求書 <u>第9条</u>

様式第9号 ***交付決定取消通知書 第10条